

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和元年 6 月 3 日

北九州市企画調整局国際政策課

1. 当該公募の趣旨

北九州市において、外国人市民数は長らく約 12,000 人前後で推移しており、総数としては大きな変化はない。しかし、その内訳は大きく変化しており、ニューカマーと呼ばれる新しく日本に居住するようになった人々の増加が顕著である。外国人については、高齢者や障がい者と同じく災害時の要配慮者に位置付けられているが、特にニューカマーの人々については、災害に関する知識や経験が乏しく、かつ日本語の理解が十分でない人も多く、災害時に生ずる言葉の壁が深刻な問題を引き起こす可能性がある。よって平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災における外国人市民への影響や被災都市の対応等を踏まえ、平成 24 年度に、災害時に外国人市民へのことばの面でサポートを行う災害時通訳サポーターの養成、及び更なる資質向上のためフォローアップ研修を実施してきたところであるが、今後も引き続き、災害時通訳サポーターへ研修等を行うことで、災害に関する知識を深め、言葉の障壁を低くする人材を育成すると共に、外国人市民についても災害・防災に関する意識の啓発を計っていく必要がある。業務実施にあたっては、外国人市民・災害時通訳サポーターの国籍等に応じた文化的背景等を理解した上で、関係機関等と密な連携を取りながら事業を行う必要がある。そのため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。公募の結果、応募がない場合、応募があっても 3. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は企画競争を実施する予定である。

2. 業務の概要

(1) 業務名

外国人市民の防災支援事業

(2) 業務内容

①災害時通訳サポーターを対象とした研修の実施

「災害時通訳サポーター」を対象とした、災害時における役割や防災に関する知識や理解を深めるための研修を 2 回以上実施する。

②外国人市民のための防災講習会の開催

外国人市民を対象に、災害に関する基本的な知識の普及を図り、非常時に適切な行動が取れるように、防災講習会を3回以上行う。

(3) 履行期間

令和元年7月1日から令和2年3月31日まで

3. 応募要件

(1) 基本的要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

ウ 有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。

エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

ア 外国人住民へのきめ細やかなサポートを実施できる専門的技術・ノウハウと人材を有していること。

イ 市内の外国人支援機関や外国人住民と幅広いネットワークを有しており、外国人住民のニーズに応じて柔軟かつ多様な研修メニューを提供することが可能であること。

ウ これまでも様々な外国人支援メニューを実施しており、外国人住民の出身国や生活習慣・風習等に応じてきめ細やかな対応が可能であること。

エ ア～ウについて、要件を確認できる書類及び応募者の概要が分かる書類が提出できること。

4. 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区城内1番1号

担当課名 北九州市企画調整局国際政策課

電話番号 093-582-2146 FAX 番号 093-582-2176

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

令和元年6月3日から令和元年6月14日までの（土曜日、日曜日を除く）
毎日、8時30分から17時15分まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

ウ 交付方法

交付場所において配布する。

エ 交付書類

説明書、参加意思確認書

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和元年6月4日から令和元年6月17日までの（土曜日、日曜日を除く）
毎日、8時30分から17時15分まで

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成
添付し、提出期限までに直接持参すること。

(4) その他

ア 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行う
こととなった当該業務委託の指名競争入札又は企画競争を中止する場合がある。

イ 詳細は説明書による。